

陳 情 書 等

件 名

宇治市における不適切な文書管理の是正および情報
公開の徹底に関する陳情

令和8年1月9日

宇治市議会議長 殿

前田 清宣

陳 情 書

宇治市における不適切な文書管理の是正
および情報公開の徹底に関する陳情

【趣旨】

交通政策課において、自らが作成した公文書（7字都交第263号）で「指導の事実」を認めながら、情報公開請求に対しては「記録がない」として不存在回答を行う事態が発生している。これは行政の透明性を著しく損なうものであり、以下の事項を強く求める。

1. 指定管理者宇治市シルバー人材センターに対する指導・改善要請等の記録の再探索と、適切な開示。
2. 「口頭指導」などの重要な事務の記録を意図的に作成しない、あるいは「不存在」を盾に開示を免れようとする不誠実な運用の是正。

添付資料

- ・ 非公開決定通知書
- ・ 7字都交第263号 意見書

添付

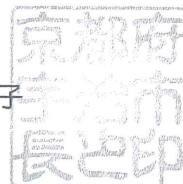
別記様式第6号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書(不存在等)

7宇都交第521号
令和8年1月5日

前田 清宣 様

宇治市長 松村 淳子



令和7年12月19日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公文書の公開をしないことと決定しましたので、宇治市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

1 公文書の件名又は内容	①宇治市が宇治市シルバー人材センターに対して行った指導・照会・改善要請等の文書 ③当該申入書に関する進捗状況を記録した文書 ⑤その他、当該問題に関連して市が作成・取得したすべての公文書
2 公文書の公開をしない理由	不存在 請求に係る公文書については、作成も取得もしておらず、当該公文書を保有していないため
3 担当課等	都市整備部交通政策課
4 備考	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、宇治市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、宇治市を被告として(訴訟において宇治市を代表する者は宇治市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

添付

7宇都交第263号
令和7年11月13日

宇治市情報公開・個人情報保護審議会長 様

宇治市長 松村 淳子

意見書

審査請求人、[REDACTED]氏（以下「審査請求人」という。）が令和7年8月4日に提起した、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第1項の規定による公文書部分公開決定に対する審査請求について、次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

本件審査請求に係る公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）について、「宇治市長の決定は妥当である。」との意見を求める。

第2 事案の経過

1 公文書公開請求書の提出及び受理

審査請求人は、令和7年7月15日付けで宇治市長（以下「実施機関」という。）に対し、条例第5条の規定により、下記の文書等の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

【本件請求の内容】

令和7年5月13日付7宇都交第99号で宇治市長松村淳子殿から宇治市シルバー人材センターに対して発出された「宇治市自転車等指定管理業務に関する法令遵守について」において、「これまで複数回、業務の見直し指導を行ってきたところです」と記載されています。

①上記について、指導内容が判る文書等一式。

- ##### 2 実施機関の請求内容に該当する公文書の特定及び当該請求に係る決定
- 実施機関は、本件請求に該当する公文書を「令和6年12月5日（木）に

宇治市から送信したメール本文」であると特定した。

実施機関は、令和7年7月29日付けで本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は本件決定に対し、「部分公開決定処分を取消し、開示を求める」とし、「公開された公文書がメール文書のみであること」を不服として、令和7年8月4日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 本件事務に係る説明

実施機関は、16箇所の宇治市営自転車等駐車場のうち9箇所の管理運営について、公益社団法人宇治市シルバー人材センターを指定管理者として指定している。指定管理業務において、令和7年5月1日付で通知のあった住民監査請求の監査結果を踏まえ、実施機関から指定管理者に対し、令和7年5月13日付で適切な業務の執行を求める文書通知を行った。

5 本件決定に係る理由説明

本件請求に係る内容を確認したところ、複数の口頭による指導と、令和6年12月5日に宇治市から送信したEメールが該当したため、「令和6年12月5日(木)に宇治市から送信したメール本文」を公文書として特定した。

また、本件決定により非公開となった部分は「個人の氏名」のみであり、条例第6条第2号に基づき、「個人に関する情報は通常他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがある」ため、決定したものである。

よって、令和7年7月29日付け公文書部分公開決定した本件決定は妥当である。